

表 ふれあい市政講座一覧

分野	講座名	分野	講座名
防災・安全	防災講話	市のしくみ	帯広市役所庁舎見学
	交通安全教室		社会を支える統計調査
	消費者被害予防講座		行財政改革について
	空き家対策について		帯広市の台所事情
町内会活動・まちづくり・市民協働	木造住宅の耐震化について	健康・福祉	公共施設マネジメントについて
	帯広市の総合計画		出前健康講座
	まちづくり基本条例のはなし		「がん」を学ぼう！
	町内会活動応援します！		悩みに寄り添うゲートキーパー養成講座
	あなたが主役！市民協働のまちづくり		「けんこう帯広21」ってな～に？
	姉妹都市・友好都市について		知ってあんしん「在宅医療」
	帯広市の国際交流・協力について		みんなの「介護保険」
	「としけいかく」を学ぼう！		わたしたちができる障害のある人への配慮
	「まち育て」ってな～に？		手話を学ぼう
	帯広市のバス交通		認知症サポーター養成講座
産業・観光	中心市街地の活性化	教育・生涯学習・男女共同参画	成年後見制度について
	みんなでつくろう「帯広の森」		帯広市国保の健康課題
	フードバレーとかちってな～に？		後期高齢者医療制度について
	帯広市の産業振興		国民健康保険について
	十勝・帯広の観光		おびひろ子育てガイド
環境衛生	帯広の三大まつり	子どもの権利条約のはなし	
	十勝・帯広の農業概要	児童虐待の未然防止について	
	出前環境教室	性教育講座	
	地球を想う。豊かな自然とくらしを、未来へつなぐ。	小中学校と子どもたち	
	日高山脈の魅力と価値	非行防止教室	
	ごみ懇談会	帯広市の青少年健全育成	
	ごみとリサイクル	帯広市立小中学校の教育環境のあり方について	
	エコエコ紙芝居	コミュニティ・スクールについて	
	緑化リサイクル講習会	帯広小中一貫教育について	
	みどりのまちづくり	生涯学習のススメ	
広報・広聴	水道・下水道事業について	帯広市の文化行政	
	帯広川下水道終末処理場施設見学	アイヌ文化紹介	
税金	帯広市ホームページの活用のしかた	健康スポーツ都市・おびひろ	
	情報公開制度の概要	百年記念館に行ってみよう	
選挙	市民税のはなし	図書館の上手な使い方講座	
	資産税のはなし	男女共同参画社会のまちづくり	
議会	めいすいくんの選挙早わかり講座	多様な性を考えよう	
	市議会ってどういうところ？	DVってどういふこと？	

皆さんの「知りたい」に応えます

ふれあい市政講座
 帯広市の職員が講師となって皆さんのところへお伺いし、生活に役立つ情報などをお話する「ふれあい市政講座」を実施しています。

問い合わせ 広報広聴課（市庁舎3階、☎65・4109）

メニューは74種類

ふれあい市政講座では、市で行っている各種制度の説明や事業の計画、生活に役立つ情報などを紹介します。地域集会やグループで気軽に利用してください。

講座は、防災や交通安全、健康、福祉、まちづくりや教育、フードバレーとかちの取り組み紹介など、さまざまな分野があります。講座一覧（表）にないものでも対応可能な場合があります。まずはご相談ください。

申込方法

対象 市内在住か市内に通勤・通学している10人以上のグループ
開催時間 原則として平日9時～

WEBフォーム▶ 

市ホームページ▶ 

市ホームページID.1004156

21時の間の90分以内です。
場所 市内に限ります。会場は申込者が用意してください。
費用 職員の派遣と資料作成経費は、市が負担します。会場費などは申込者の負担です。
申し込み 開催予定日の30日前までに、WEBフォームから申し込みか、申込書を広報広聴課へ提出してください。
 申込書は、市内コミセン、川西・大正支所、とかちプラザに備えておけるほか、市ホームページからも印刷できます。

表 支給対象となる世帯

支給対象世帯（※1）		申請	支給日
①ひとり親世帯	ア	令和5年3月分の児童扶養手当を受給している世帯	不要 5月19日（金）支給済み
	イ	公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない世帯	要 申請後1カ月以内に支給
	ウ	食費などの物価高騰の影響を受け、直近で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている世帯	
②ひとり親世帯以外の世帯	ア	令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した世帯（※2・3）	不要 5月31日（水）支給予定
	イ	食費などの物価高騰の影響を受け、直近で家計が急変するなど、収入が住民税均等割が非課税の人と同じ水準になっている世帯	要 申請後1カ月以内に支給

- ※1 ①ア・イおよび②アは、平成16年4月2日以降に生まれた児童を監護している世帯が対象で、①ウおよび②イは、平成17年4月2日以降に生まれた児童を監護している世帯が対象です。なお、障害児の場合は、いずれも20歳未満に限ります。
- ※2 児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年分の住民税均等割が非課税の人が該当します。ただし、①アにも重複して該当する場合は、5月19日（金）に支給済みです。
- ※3 ②アについて、帯広市に転入する前の自治体で受給していた世帯は、①アに該当する場合を除き、今回の給付金も転入前の自治体から支給されます。

子育て世帯生活支援特別給付金を支給

低所得の子育て世帯を支援

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援します。

問い合わせ・郵送先 こども課（〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4160）

支給対象となる世帯

支給対象となる世帯は表の通りですが、世帯の状況によって、申請が必要となる場合があります。

支給日・支給額

世帯や申請の状況によって、支給日は異なりますが、**児童一人当たり一律5万円**を支給します。

申請方法・期限

申請が必要となる場合は、令和6年2月29日（木）までに、郵送またはこども課窓口（土・日曜日、祝日を除く）で申請してください。申請方法など、詳しくはこども課へ問い合わせるか、市ホームページを確認してください。

①ひとり親世帯▶ 

市ホームページID.1008630

②ひとり親世帯以外の世帯▶ 

市ホームページID.1008785

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたつた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。